



平成19年5月24日

各 位

会 社 名 住友鋼管株式会社

代表者名 代表取締役社長 藤原 勝行
(コード番号：5457 東証第一部)

問合せ先 取締役総務部長 吉川 常隆
(TEL：03-5625-1520)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年5月24日開催の取締役会において、平成19年6月28日開催予定の第151期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するための規定を新設し(変更案第9条)、それに伴い現行定款第9条以下を1条ずつ繰り下げるものであります。
- (2) 変更案第9条の新設に伴い、現行定款第9条の文言整理を行うものであります(変更案第10条)。
- (3) 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能とするための規定を新設し(変更案第22条第4項)、それに伴い現行定款第21条第4項を変更案第22条第5項に繰り下げるものであります。

2. 定款変更の内容

別紙に記載の通りであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成19年6月28日(木曜日)

定款変更の効力発生日 平成19年6月28日(木曜日)

以 上

<別紙>

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の株券の種類、株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取請求の取扱い、その他株式に関する手続並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>第10条～第20条(条文省略)</p> <p>(取締役会)</p> <p>第21条(条文省略)</p> <p>②(条文省略)</p> <p>③(条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>④(条文省略)</p> <p>第22条～第32条(条文省略)</p>	<p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第9条 当社の株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、下記に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>3. 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株券の種類、株主の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取請求の取扱い、その他株式に関する手続並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>第11条～第21条(現行どおり)</p> <p>(取締役会)</p> <p>第22条(現行どおり)</p> <p>②(現行どおり)</p> <p>③(現行どおり)</p> <p>④ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>⑤(現行どおり)</p> <p>第23条～第33条(現行どおり)</p>